

○厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

一 (略)  
備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

一 (略)  
備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二・三 (略)  
四 (略)

二・三 (略)  
四 (略)

地域区分	支援の種類	割合
一級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千九十九
二級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千七十五
三級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千六十六
四級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千六十
五級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千五十四
六級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千四十八
七級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千四十五
八級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千三十九
九級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千三十六
十級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千三十三
十一級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千三十
十二級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千二十七
十三級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千十八
十四級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千九

地域区分	支援の種類	割合
一級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千八十一
二級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千六十八
三級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千六十三
四級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千六十
五級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千五十四
六級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千四十五
七級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千四十二
八級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千三十六
九級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千三十二
十級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千二十九
十一級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千二十六
十二級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千二十三
十三級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千十八
十四級地	児童発達支援(主として重症心身障害児以外の障害児を通過させる指定児童発達支援事業所等において行う場合)	千分の千十五

その他

千分の千

五 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
一級地	東京都	特別区	
二級地	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市	
	神奈川県	鎌倉市	
	大阪府	大阪市、守口市	
	兵庫県	芦屋市	
三級地	東京都	八王子市、立川市、府中市、調布市	
	神奈川県	横浜市、川崎市	
	愛知県	名古屋市	
	大阪府	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	
	兵庫県	西宮市、宝塚市	
四級地	東京都	三鷹市、小金井市	
	神奈川県	横須賀市、逗子市	
	京都府	京都市	
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	
	兵庫県	神戸市、尼崎市	
	埼玉県	さいたま市、和光市	
	東京都	福生市、清瀬市	
五級地	神奈川県	厚木市	

十五級地  
十六級地  
十七級地  
その他

千分の千十四  
千分の千九  
千分の千五  
千分の千

五 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
一級地	東京都	特別区	
二級地	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市	
	神奈川県	鎌倉市	
	大阪府	大阪市、守口市	
	兵庫県	芦屋市	
三級地	東京都	八王子市、立川市、府中市、調布市	
	神奈川県	横浜市、川崎市	
	愛知県	名古屋市	
	大阪府	吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	
	兵庫県	西宮市、宝塚市	
四級地	東京都	三鷹市、小金井市	
	神奈川県	横須賀市、逗子市	
	京都府	京都市	
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	
	兵庫県	神戸市、尼崎市	
	大阪府	岸和田市、忠岡町	
	埼玉県	さいたま市	
六級地	大阪府	高石市	

十一級地		十級地		九級地				八級地			七級地			六級地													
千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	東京都	奈良県	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	千葉県	広島県	奈良県	大阪府	滋賀県	東京都	神奈川県	千葉県	東京都	埼玉県	茨城県	福岡県	大阪府	千葉県	大阪府			
富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市	松原市	東大和市	天理市	伊丹市	林市、和泉市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田	刈谷市、豊田市	葉山町	袖ヶ浦市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市	市川市、松戸市、習志野市、八千代市、四街道市	青梅市、東村山市、あきる野市	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、成田市、浦安市、印西市	志木市	取手市、つくば市	福岡市	岸和田市、忠岡町	千葉市	門真市、高石市

十二級地		十一級地		十級地				九級地			八級地			七級地														
埼玉県	茨城県	宮城県	大阪府	東京都	広島県	奈良県	大阪府	滋賀県	神奈川県	東京都	千葉県	福岡県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都	埼玉県	福岡県	千葉県	千葉県			
朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ	越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、	川越市、川口市、所沢市、狭山市、	取手市	仙台市	松原市	東大和市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	大東市、摂津市	大津市	市川市、松戸市、習志野市、八千代市、四街道市	青梅市、東村山市、あきる野市	相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和	市、座間市、綾瀬市	北九州市	海老名市	昭島市、小平市、日野市、東久留米市	船橋市、浦安市	志木市	つくば市	伊丹市	林市、和泉市、門真市	泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田	厚木市、葉山町	福生市、清瀬市	和光市	福岡市	千葉市

十三級地													十二級地											
滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	北海道	福岡県	兵庫県	大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県	埼玉県	宮城県	滋賀県	三重県	愛知県	
守山市、栗東市	津市、四日市市	岡崎市、瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市	沼津市、御殿場市	甲府市	小田原市、三浦市、秦野市	武蔵村山市	茂原市、佐倉市、市原市、白井市	草加市、入間市、三郷市	行田市、飯能市、加須市、東松山市、宇都宮市	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市	札幌市	北九州市	川西市	羽曳野市、藤井寺市	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	柏市	朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	川越市、川口市、所沢市、狭山市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	仙台市	草津市	鈴鹿市	豊明市

十四級地													十三級地					十五級地												
山口県	奈良県	静岡県	北海道	滋賀県	三重県	愛知県	千葉県	埼玉県	茨城県	長崎県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	北海道	兵庫県	大阪府	京都府	静岡県	神奈川県	千葉県	埼玉県	山口県
下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊	生駒市	熱海市、伊東市	小樽市	草津市	鈴鹿市	豊明市	富津市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市、守谷市	長崎市	岡山市	和歌山市	天理市	姫路市、明石市	柏原市、四條畷市、交野市	向日市、長岡京市	岡崎市、刈谷市、豊田市	小田原市、三浦市	武蔵村山市	袖ヶ浦市	草加市	札幌市	川西市	羽曳野市、藤井寺市	宇治市	静岡市	平塚市、伊勢原市、寒川町	成田市、柏市、印西市	野市、三芳町	

十四級地																				
京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	岡山県	長崎県	北海道	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	富山県	石川県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
亀岡市、向日市、長岡京市、京田辺市	河内長野市、柏原市、四條畷市、交野市、大阪狭山市	姫路市、明石市、三田市	大和高田市、橿原市	和歌山市	岡山市	長崎市	小樽市	名取市、多賀城市	龍ヶ崎市、筑西市	鹿沼市、小山市、大田原市	前橋市、高崎市、太田市	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、北川辺町、栗橋町、杉戸町	野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町	富山市	金沢市	福井市	長野市、松本市、諏訪市	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市

十六級地														十七級地							
福岡県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	
浦町、旧豊北町を除く。)	久留米市(旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三瀧町を除く。)、飯塚市(旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町、旧穎田町を除く。)	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市	宇都宮市	行田市、飯能市、加須市、東松山市、入間市、三郷市	茂原市、佐倉市、市原市、白井市	秦野市	甲府市	沼津市、御殿場市	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市	津市、四日市市	守山市、栗東市	亀岡市、京田辺市	河内長野市、大阪狭山市	三田市	大和高田市、橿原市	名取市、多賀城市	龍ヶ崎市、筑西市	鹿沼市、小山市、大田原市	前橋市、高崎市、太田市	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、北川辺町、栗橋町、杉戸町	野田市、東金市、流山市、八街市、酒



備考

この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

備考

この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。